

# 教科書検定制度の改善について（報告）

令和2年12月2日

教科用図書検定調査審議会

# 教科書検定制度の改善について（報告）

## —目 次—

はじめに .....	1
1. 教科書検定手続の改善方策について.....	2
(1) 新型コロナウイルス感染症対策としての教科書検定手続の改善方策.....	2
(2) 社会情勢の変化を適時反映するための手続の改善方策.....	2
① ウェブページアドレス、二次元コードが参照させる内容について.....	2
② 教科書の訂正に係る周知の方法について.....	3
(3) 申請図書等の適切な情報管理のための改善方策.....	4
(4) 検定審査不合格に関する手続の改善方策.....	6
① 不合格となる申請の範囲の明確化.....	6
② 不合格図書の再申請回数の上限の設定等.....	6
(5) その他関連する制度等の改善方策.....	7
① 申請後にならないと正確に記述できないことがあらかじめ分かっている事項の書き方.....	7
② 権利処理済みであることの確認.....	8
③ 検定における申請書等のデジタル化.....	8
④ 押印廃止.....	9
2. 教科用図書検定基準の改正について.....	10
(1) 言語能力及び情報活用能力の育成に向けた教科用図書検定基準の改正.....	10
① 児童又は生徒が資料の読み取りや活用を的確に行うことができるようにするための検定基準の見直し.....	10
② 学術用語集の位置付け.....	10
おわりに.....	12
参考資料	
教科用図書検定調査審議会委員名簿	
教科用図書検定調査審議会総括部会委員名簿	
教科書検定制度の改善について（審議要請）	
教科用図書検定調査審議会への審議要請理由説明	
教科書検定制度の改善について（報告）【概要】	

## はじめに

本年9月17日、文部科学大臣から本審議会に対して、「教科書検定手続の改善方策について」及び「教科用図書検定基準の改正について」について審議要請があった。(参考資料参照)。

具体的には、「教科書検定手続の改善方策について」として、

- ・新型コロナウイルス感染症対策としての教科書検定手続の改善方策
- ・社会情勢の変化を適時反映するための手続の改善方策
- ・申請図書等の適切な情報管理のための改善方策
- ・検定審査不合格に関する手続の改善方策
- ・その他関連する制度等の改善方策

の5点が、また、「教科用図書検定基準の改正について」として、

- ・言語能力及び情報活用能力の育成に向けた教科用図書検定基準の改正
- が示された。

このたび、これらについて審議を行った結果を「教科書検定制度の改善について(報告)」としてとりまとめた。

## 1. 教科書検定手続の改善方策について

### (1) 新型コロナウイルス感染症対策としての教科書検定手続の改善方策

#### <現状と課題>

これまでの教科書検定における申請の際は、教科書発行者（以下「発行者」という。）が申請書や申請図書、添付書類（以下「申請書等」という。）を直接文部科学省に持ち込み、職員に對面して手交するとともに、審査料の納付についても對面で行ってきた。

しかし、令和2年2月以降の新型コロナウイルス感染症の流行拡大は、発行者による検定申請にも影響を与えることとなった。すなわち、感染予防に万全を期する観点から、文部科学省において緊急避難的措置として、発行者が検定申請のため文部科学省を訪問する際には最小限の人数とすることなどに加え、検定申請の具体的な方法として「申請図書の事前送付など柔軟に対応することが可能」であることを示したところ、実際に申請書等を郵送により提出する発行者が多くを占めることとなった。

審査料については對面を回避して納付する仕組みを短期間に構築することが困難であったため今年度は對面で行われたが、感染予防対策等の観点から振込による納付に切り替えることについて検討した。

#### <改善の方向性>

新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ今後の感染予防対策を徹底する観点から、また、ICTの発展を踏まえた行政手続の簡素化の観点から、発行者と文部科学省の對面での申請書等の受理の在り方及び検定審査料の納付の在り方を見直すべきである。発行者とも協議を行った上で、教科用図書検定規則実施細則（以下「細則」という。）を改正し、申請書等については郵送での提出も可能とするとともに、検定審査料については納入告知書による納付に切り替え、オンライン上のやり取りも可能とする方向で調整を進めることが適当である。

### (2) 社会情勢の変化を適時反映するための手続の改善方策

#### ① ウェブページアドレス、二次元コードが参照させる内容について

#### <現状と課題>

平成28年12月に取りまとめられた『「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議最終まとめ』において、「紙の教科書においても、動画や音声等を含めて教科書の内容と関連のある様々な教材にアクセスするためのURLやQRコード等が紙面に掲載される例が見受けられるところであり、今後、同様の教科書が増えることも考えられる」旨が言及された。このことを受け、本審議会において審議し、「現行の検定基準（教科用図書検定基準）においては、URL・QRコード等の教科書上の取扱いについて定められておらず、…今後、掲載の増加が見込まれるとともに、基本的に各教科における取扱いを統一することが必要であるため、…「教科共通の条件」においてURL・QRコード等の取扱いについて明確化することが適当である」などとする旨の報告を行った。

このことを踏まえ、文部科学省においては、申請図書中にURLやQRコードを掲載す

る場合の基準を教科用図書検定基準（以下「検定基準」という。）<sup>1</sup>に新設した<sup>2</sup>。その上で、教科書におけるURLやQRコードが参照させることとなる内容等に関する変更を行う場合には、発行者からあらかじめ報告を受けることにより確認しているが、当該手続は事実上行っているものであり、教科用図書検定規則（以下「検定規則」という。）上に根拠となる規定がない。

### <改善の方向性>

URLやQRコードが参照させる内容の変更は教科書そのものに係る変更ではないが、教科書の内容と密接な関連を有する情報として最新の情勢を反映させる観点から有用な手法であることから、当該報告を検定規則上明確に規定することが適当である。

ただし、URLやQRコードで参照させる内容については教科書そのものではないため、検定や訂正申請と同様に文部科学省が確認するのは現実的ではなく、あくまで発行者が管理し文部科学省は報告を受けるようにした上で、児童又は生徒にとって不適切な情報が掲載された場合には教科書から削除する措置を講じられるようにするのが適当である。

このため、検定規則第14条第1項及び第2項の訂正申請や同条第3項の届出<sup>3</sup>とは別に、URLやQRコードにより参照させることとなる内容を発行者が変更しようとする場合には、あらかじめ文部科学省に報告することとする規定を置くことが適当である。

## ② 教科書の訂正に係る周知の方法について

### <現状と課題>

検定規則第14条に基づき、発行者が検定済の教科書の訂正を行った際、検定規則第

---

<sup>1</sup> 義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成29年文部科学省告示第105号）及び高等学校教科用図書検定基準（平成30年文部科学省告示第174号）について、ここでは「教科用図書検定基準」とする。

<sup>2</sup> 義務教育諸学校教科用図書検定基準（抄）（高等学校教科用図書検定基準にも同様の規定がある。）

第2章 教科共通の条件

2 選択・扱い及び構成・排列

（ウェブページのアドレス等）

（18）学習上の参考に供するために真に必要であり、図書中にウェブページのアドレス又は二次元コードその他のこれに代わるものを掲載する場合は、当該ウェブページのアドレス等が参照させるものは図書の内容と密接な関連を有するとともに、児童又は生徒に不適切であることが客観的に明白な情報を参照させるものではなく、情報の扱いは公正であること。なお、図書中に掲載するウェブページのアドレス等は発行者の責任において管理できるものを参照させていること。

<sup>3</sup> 教科用図書検定規則（平成元年文部省令第20号）（抄）

（検定済図書の訂正）

第14条 検定を経た図書について、誤記、誤植、脱字若しくは誤った事実の記載又は客観的事情の変更に伴い明白に誤りとなった事実の記載若しくは学習する上に支障を生ずるおそれのある記載があることを発見したときは、発行者は、文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行わなければならない。

2 検定を経た図書について、前項に規定する記載を除くほか、更新を行うことが適切な事実の記載若しくは統計資料の記載又は変更を行うことが適切な体裁その他の記載（検定を経た図書の基本的な構成を変更しないものに限る。次項において同じ。）があることを発見したときは、発行者は、文部科学大臣が別に定める日以降に申請を行い、文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行うことができる。

3 第1項に規定する記載の訂正が、客観的に明白な誤記、誤植若しくは脱字に係るものであって、内容の同一性を失わない範囲のものであるとき、又は前項に規定する記載の訂正が、同一性をもった資料により統計資料の記載の更新を行うもの若しくは変更を行うことが適切な体裁その他の記載の更新に係るものであって、内容の同一性を失わない範囲のものであるときは、発行者は、前2項の規定にかかわらず、文部科学大臣が別に定める日まであらかじめ文部科学大臣へ届け出るにより訂正を行うことができる。

15条第3項<sup>4</sup>に基づき、速やかに当該訂正の内容を、その教科書を使用している学校の校長並びに当該学校を所管する教育委員会及び当該学校の存する都道府県の教育委員会に通知しなければならないこととされている。

一方で、特定の教科や特定の発行者に限らず、検定済図書の1年間の訂正件数は、箇所数で25,000件を上回る<sup>5</sup>のが現状である上に、発行者ごとに通知の方法が様々であることもあり、学校現場等に過度の負担をかけることなく、必要な事項を確実にかつ分かり易く周知するための方策について改めて検討することが必要である。

### <改善の方向性>

検定規則第14条に基づく訂正がなされた場合には、発行者のホームページにおいて訂正の内容を公表することとし、学校現場等において最新の訂正状況が確認できるようにすることが適当と考えられる。

公表に当たっては、訂正の内容には、客観的事情の変更に伴い明白に誤りとなった事実に係る記載や学習上の支障を生ずるおそれのある記載の訂正から、教科書の体裁に係る軽微な訂正まで様々なものがあることから、学校現場において必要性の高いものを優先的に確認できるようにするなど、ホームページ上の掲載の仕方について各発行者において工夫することが望まれる。その際、発行者ごとに、ホームページ上の掲載の仕方が多様になり、学校現場等における確認において支障が生じないようにするため、ホームページ掲載の際に共通して留意すべき点等について、文部科学省から各発行者に対して示していくことが必要である。

また、訂正の内容を確実に学校現場等に周知する観点から、発行者においてホームページに掲載した旨を学校現場等に対して一斉に通知する方法や時期については、発行者や学校現場等の意見も踏まえながら文部科学省において示すことが望まれる。

## (3) 申請図書等の適切な情報管理のための改善方策

### <現状と課題>

細則の第5 申請図書等の公開 (3) 申請図書等の適切な情報管理<sup>6</sup>においては、文部科

---

<sup>4</sup> 教科用図書検定規則(抄)  
(検定済図書の訂正の手続)

第15条

3 前条第1項若しくは第2項の承認を受けた者又は同条第3項の訂正を行った者は、その図書の供給が既に完了しているときは、速やかに当該訂正の内容を、その図書を現に使用している学校の校長並びに当該学校を所管する教育委員会及び当該学校の存する都道府県の教育委員会に通知しなければならない。

<sup>5</sup> 平成29年度：38,211件、平成30年度：15,590件、令和元年度：26,909件

<sup>6</sup> 教科用図書検定基準実施細則(平成元年文部大臣裁定)(抄)

第5 申請図書等の公開(規則第18条関係)

(3) 申請図書等の適切な情報管理

① 文部科学省は、申請図書の検定審査が終了し、その結果を公表するまでは、2に掲げるもののほか、当該申請図書に係る調査意見を記載した資料その他の当該申請図書の審査に関する資料及び当該申請図書に関する審査について、その内容が外部の者の知るところとならないよう、適切に管理しなければならない。

② 申請者は、文部科学省が申請図書の検定審査の結果を公表するまでは、当該申請図書並びに当該申請図書の審査に関し文部科学大臣に提出した文書及び文部科学大臣から通知された文書について、その内容が当該申請者以外の者の知るところとならないよう、適切に管理しなければならない。

③ 文部科学省は、申請者側の不適切な情報管理により、申請図書等の情報が流出した場合、必要に応じ、申請者名その他の情報を含む当該事案の概要を公表することができるものとする。この取扱いは、規則第14条に基づく検定済図書の訂正についても同様とする。

学省が申請図書<sup>7</sup>の検定審査の結果を公表するまでは、当該申請図書や当該申請図書の審査に関する資料等の内容が、当該申請者以外の者の知るところとならないよう、適切に管理しなければならないこととされている。一方で、申請者が適切な情報管理を行わなかった場合については、必要に応じ、文部科学省が申請者名その他の情報を含む当該事案の概要を公表することができることを除き、細則において特段の対応は制度化されていない。

そのような中、令和元年度に検定申請を行った発行者が、文部科学省による申請図書の検定審査の結果公表前に、自らの申請図書に関する情報を外部の者に対して公表し、その結果、当該年度の検定に係る調査審議を行う上で静ひつな環境の確保が困難となる事案が発生した。

### <改善の方向性>

検定規則第7条第2項<sup>7</sup>においては、申請図書の審査に関して、文部科学大臣は、申請図書が図書の検定、採択又は発行に関して文部科学大臣が別に定める不公正な行為をした申請者によるものであって当該行為がなされた図書の属する種目と同一の種目に属する場合には、当該行為が認められたときから直近の一の年度（第4条第2項の規定に基づき当該種目が連続する二以上の年度にわたって申請を行うことができる種目として告示されている場合は、二以上の年度。以下同じ。）に限り、検定審査不合格の決定を行う旨、規定されている。

同項の「文部科学大臣が別に定める不公正な行為」については、細則の第2 申請図書の審査手続 1 申請図書の審査（3）検定規則第7条第2項の規定による検定審査不合格の決定<sup>8</sup>において定められている。具体的には、検定審査終了前の申請図書を採択関係者に対して開示し、対価を伴う意見聴取を行ったことが認められた場合などが列挙されており、

---

<sup>7</sup> 教科用図書検定規則（抄）  
（申請図書の審査）

#### 第7条

2 文部科学大臣は、申請図書が図書の検定、採択又は発行に関して文部科学大臣が別に定める不公正な行為をした申請者によるものであって当該行為がなされた図書の属する種目と同一の種目に属する場合には、前項の規定にかかわらず、当該行為が認められたときから直近の一の年度（第4条第2項の規定に基づき当該種目が連続する二以上の年度にわたって申請を行うことができる種目として告示されている場合は、二以上の年度）に限り、検定審査不合格の決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

<sup>8</sup> 教科用図書検定規則実施細則（抄）

#### 第2 申請図書の審査手続

##### 1 申請図書の審査（規則第7条関係）

###### （3）規則第7条第2項の規定による検定審査不合格の決定

申請者が下記のいずれかに該当する場合は、規則第7条第2項の規定により、検定審査不合格の決定を行うものとする。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、又は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）の規定に違反し、若しくは教科用図書の採択に関し刑法（明治40年法律第45号）第198条若しくは第233条の罪、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）第3条第1項（同項第11号に係る部分に限る。）若しくは同条第2項（同条第1項第11号に係る部分に限る。）の罪若しくは公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過していない場合
- ② 図書の発行に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令の規定に違反する著しく不公正な行為をしたことが認められた場合
- ③ 検定審査終了前の申請図書を採択関係者に対して開示し、対価を伴う意見聴取を行ったことが認められた場合
- ④ 採択関係者に対して不当に利益を供与したことが認められた場合

これらに該当する場合には、検定規則第7条第2項の規定により、検定審査不合格の決定を行うこととなる。

当該列挙されている事項に、文部科学省による検定審査の結果公表前に申請図書等の内容を当該申請者以外の者の知るところとすることその他検定審査の結果公表前における当該申請図書等の情報の管理が不適切であることにより、検定審査（当該申請図書以外の申請図書に係る検定審査を含む。）に重大な影響を及ぼしたと認められた場合を追加することが適当である。

また、発行者に加えて著作編修関係者に対しても適切な情報管理を徹底する観点から、細則別紙様式第2号の「著作編修関係者名簿」に、適切な情報管理のための対策（誓約書の受領など）を講じたかどうか確認する欄を設けることが適当である。

#### （４）検定審査不合格に関する手続の改善方策

##### ① 不合格となる申請の範囲の明確化

###### ＜現状と課題＞

前述の検定規則第7条第2項においては、不公正な行為をした申請者による申請図書について、当該行為が認められたときから直近の一の年度に限り、検定審査不合格の決定を行う旨を規定している。これは、検定審査合格後の採択の時期に不公正な行為が行われることを想定した規定ぶりであるため、不合格決定された図書の再申請を行う場合や図書の検定審査中に不公正な行為をした場合等の取扱い、また、これらの場合にどの申請について検定審査不合格となるのかという対象範囲が必ずしも明確ではない。

###### ＜改善の方向性＞

検定規則第7条第2項において、当該行為が認められた時から直近の一の年度に限り、検定審査不合格の決定を行う旨を規定している趣旨は、申請者が同一の種目に属する図書を次に申請した場合に検定審査不合格とする趣旨であると解される。これを踏まえ、申請者が検定審査不合格となった後に不公正な行為をし、その後年度内又は翌年度の再申請を行った場合には、4年後等の次のサイクルの申請ではなく、当該再申請がなされた図書について不合格決定を行うことや、申請者が検定審査中に不公正な行為をした場合に当該検定において不合格とすることが明確になるように検定規則の改正を行うことが適当である。

なお、「不公正な行為」とは、現行の細則第2の1の（3）に規定している行為や、上記で新たに対象として列挙することが適当であるとした、検定審査に重大な影響を及ぼしたと認められるような情報の不適切な管理を想定している。

##### ② 不合格図書の再申請回数の上限の設定等

###### ＜現状と課題＞

近年、教科書として求められる水準に遠く及ばない図書が申請され、教科書の編集や校閲といった、本来発行者が注意深く行うべき部分について、實際上、検定が本来の趣旨から離れて利用されているような事態が生じている。このような申請図書が検定審査不合格



となった場合でも、現行制度上は、再申請できる回数に上限はないことから、そのような申請を何度も行える状態になっている。また、検定審査不合格になる場合に限らず、最終的には検定決定される図書についても申請図書の段階で同様の傾向がみられるものもある。

加えて、検定審査不合格となった図書の再申請の期間については、細則の第2 申請図書の審査手続 6 不合格図書の再申請の期間<sup>9</sup>において規定されており、基本的な構成に重大な欠陥が見られる等と判定された不合格図書や、「欠陥箇所数が著しく多いもの」に該当すると判定された不合格図書等以外の不合格図書の再申請の期間は、「不合格理由の事前通知のあった日の翌日から起算して、70 日以内の期間」、すなわち年度内の再申請を認める規定となっている。したがって、現行では、不合格図書の2 回目の再申請についても上記の考え方が適用されることから、重大な欠陥がなく、欠陥箇所数が著しく多くなければ年度内に再申請することができる仕組みとなっている。

### <改善の方向性>

発行者に対して申請図書の質の向上を促す観点から、また、同一種目に関する検定申請の受理は基本的に4年に1度行うようになっている仕組みであることも踏まえ、不合格図書の再申請は2回までとすることが望ましい。また、年度内の再申請は、採択が基本的に4年に1度しかない義務教育諸学校用教科書に関して、採択の前年に行われる検定において不合格となった場合に特有の仕組みであることから、2回目の再申請の期間は翌年度とすることが適当である。

なお、発行者による申請図書の誤記や誤植、校正漏れなどを低減する方策についてはこれまでも課題とされてきたところであるが、発行者及び文部科学省において、引き続き有効な方策を検討していくことが求められる。

## (5) その他関連する制度等の改善方策

### ① 申請後にならないと正確に記述できないことがあらかじめ分かっている事項の書き方

#### <現状と課題>

新元号の制定や市町村合併に伴う市町村名の変更等、申請時点では未定であるが、申請

---

<sup>9</sup> 教科用図書検定規則実施細則（抄）

第2 申請図書の審査手続

6 不合格図書の再申請の期間（規則第12条関係）

(1) 小学校用及び中学校用教科書の場合

① 以下のアからウまでのいずれかに該当する不合格図書の再申請の期間は、検定審査不合格の決定を行った年度の翌年度の6月1日から6月10日までの期間とする。

ア 教科用図書検定調査審議会において、「教育基本法に示す教育の目標並びに学校教育法及び学習指導要領に示す目標等に照らして、教科用図書としての基本的な構成に重大な欠陥が見られるものや、1単元や1章全体にわたる極めて重大な欠陥が見られ、適切な修正を施すことが困難と判断されるもの」に該当すると判定された不合格図書

イ 教科用図書検定調査審議会において、「欠陥箇所数が著しく多いもの」に該当すると判定された不合格図書

ウ 規則第10条第2項又は第3項に基づき検定審査不合格になった不合格図書

② ①に該当しない不合格図書の再申請の期間は、規則第8条第1項の不合格理由の事前通知のあった日の翌日から起算して、70日以内の期間とする。

(2) 高等学校用教科書の場合

検定審査不合格の決定を行った年度の翌年度の6月1日から6月10日までの期間とする。

後の近い将来に客観的事情が変更されることが確実にある事項など、申請後にならないと正確に記述できないことがあらかじめ分かっている事項の申請図書における書き方について、特段の決まりがなく、申請図書の書き方によっては検定意見が付されることがある。

### ＜改善の方向性＞

上記のように、申請後の近い将来に客観的事情が変更されることが確実にある事項に関しては、当該事項を申請図書中でどのように記述しておけば良いかについて細則上明確にすることが求められる。その際、このような客観的事情の変更に該当する事項が安易に拡大解釈されないようにするため、客観的事情としてどのような事項が該当するのかについて、限定的に列挙することが望ましい。

## ② 権利処理済みであることの確認

### ＜現状と課題＞

教科書検定においては、申請図書に使用する写真や資料等については適切に権利処理がなされた上で申請がなされているとの前提に立ち、審査を行ってきている。しかし、近年、適切な権利処理がなされないまま申請がなされ、審査を行っていく中で懸念が指摘されたり、検定決定後に写真に写った権利者との間で問題になったりするケースが増加している。

### ＜改善の方向性＞

検定申請の際の添付資料として発行者に提出を求めている「出典一覧表」において、使用した写真や資料について、肖像権や著作権等の権利処理が済んでいることを確認できるよう、「出典一覧表」の様式を改めることが適当である。ただし、当該様式の変更は、文部科学省が責任主体となって申請図書に掲載された一点一点の写真や資料の権利処理を行うことを意味するものではなく、あくまで写真や資料の権利処理は発行者において責任を持つて行うべきであるとの前提は変更せず、申請時に今一度発行者において権利処理が済んでいる、又は権利者との間で調整がつく見込みであることを確認してもらう趣旨であることに留意することが必要である。

なお、権利者との間で調整がつく見込みであった写真や資料について、調整がついたことの確認方法及び調整がつかなかった場合の対処方策については、文部科学省において検討した上で明示していくことが求められる。

## ③ 検定における申請書等のデジタル化

### ＜現状と課題＞

教科書検定に係る申請書等については、文部科学省から発行者に対して全て紙で提出することを求めており、文部科学省においても発行者においても紙ベースでの申請を前提としたシステムで検定を行っている。

今後、行政のデジタル化に向けた動きが加速することや、デジタル教科書の普及促進が図られる見込みであることなどを踏まえ、教科書検定においてもデジタル化を図っていく

必要がある。

特に、外国語については、新しい学習指導要領において教科書に盛り込むべき新語の語彙数が規定されており、検定を効率的に進める観点から、電子データ化された新出語リストを活用することが強く望まれている。

### ＜改善の方向性＞

行政のデジタル化やデジタル教科書の普及促進に向けた動きに合わせて、検定においても可能なものからデジタル化を進めるべきである。語彙や事項の検索がデジタルでできるようになれば、検定における調査等の作業の円滑化にも資することから、まずは、紙の申請書等に併せて申請書等の電子データの提出も求めていくことが考えられる。

ただし、文部科学省及び発行者のいずれにおいても紙ベースでの申請を前提とした検定システムが構築されていることから、本格的な検定のデジタル化については、今後文部科学省において発行者と協議の上で対応案を作成した上で、本審議会において改めて確認を行うことが必要である。

## ④ 押印廃止

### ＜現状と課題＞

令和2年7月17日に閣議決定された規制改革実施計画においては、新たな取組として行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直しを掲げており<sup>10</sup>、これに基づき、政府全体として、まず押印の廃止に向けた検討が進められている。

### ＜改善の方向性＞

政府全体の動きを踏まえ、教科書検定においても行政手続の簡素化を進める観点から、押印制度を抜本的に見直すべく、文部科学省において押印が必要な手続を洗い出し、廃止する方向で細則の必要な改正を行うことが適当である。

---

<sup>10</sup> 規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）（抄）

Ⅱ分野別実施要項

6. デジタルガバメント分野

（3）新たな取組 No. 6

（事項名）行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し

（規制改革の内容）

各府省は、緊急対応として、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの（以下「見直し対象手続」という。）について、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準に従い、必要な措置を講じるとともに、その周知を行う。

各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。各府省の対応状況は、行政手続等の棚卸調査を実施するIT総合戦略本部と連携して、今年度末までに明らかになるようにする。この場合において、年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を明らかにした上で必要な取組を行う。

また、各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを行い、行政改革推進本部事務局は、見直し結果について年内を目途にフォローアップを行う。

（実施時期）可及的速やかに緊急対応措置、制度的対応については令和2年措置、令和2年中に措置できないものは、令和3年以降速やかに措置

（所管府省）全府省

## 2. 教科用図書検定基準の改正について

### (1) 言語能力及び情報活用能力の育成に向けた教科用図書検定基準の改正

#### ① 児童又は生徒が資料の読み取りや活用を的確に行うことができるようにするための検定基準の見直し

##### <現状と課題>

新しい学習指導要領において資料の読み取りや活用が重視されていることに加え、中央教育審議会初等中等教育分科会において令和元年12月にまとめられた「新しい時代の初等中等教育の在り方 論点とりまとめ」において、教育課程の在り方について言語能力と情報活用能力の育成の重要性について触れる中で、「教材自体についても、資料の内容を適切に読み取れるような工夫を施すべきである」とされた。

児童又は生徒に資料を読み取り活用する力を育成するに当たり、教科書における資料の示し方にも工夫が図られるようにすることが求められる。

##### <改善の方向性>

検定基準の引用資料に係る規定<sup>11</sup>について、「児童又は生徒が資料の読み取りや活用を的確に行うことができるよう」との趣旨が反映されるよう、規定を見直すことが適当である。

#### ② 学術用語集の位置付け

##### <現状と課題>

検定基準別表の「用語・記号等」に関する表記の基準<sup>12</sup>として、「(1)及び(2)以外の用語及び記号で教科に対応した学術用語集・・・に示すものについては、これらによること。」とされており、その後に「ただし、児童又は生徒に理解が困難であると認められる場合及び生活の中に定着している用語・記号によることが適当である場合などは、これらによらないことができること。」と併せて規定されているところではあるが、用語・記号等に

<sup>11</sup> 義務教育諸学校教科用図書検定基準（抄）（高等学校教科用図書検定基準にも同様の規定がある。）

第2章 教科共通の条件

2 選択・扱い及び構成・排列

（引用資料）

(9) 引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料などは、信頼性のある適切なものが選ばれており、その扱いは公正であること。

(10) 引用、掲載された教材、写真、挿絵などについては、著作権法上必要な出所や著作者名その他必要に応じて出典、年次など学習上必要な事項が示されていること。

(11) 統計資料については、原則として、最新のものをを用いており、児童又は生徒が学習する上に支障を生ずるおそれのあることはなく、出典、年次など学習上必要な事項が示されていること。

<sup>12</sup> 義務教育諸学校教科用図書検定基準（抄）（高等学校教科用図書検定基準にも同様の規定がある。）

<別表> 用語・記号等

(1) 学習指導要領に示す用語（楽曲名及び音楽家名を含む。）及び記号で児童又は生徒用として適当なものは、これによること。

(2) 地図記号は、特殊なものを除き、国土地理院発行地形図記載の地図記号によること。

(3) (1)及び(2)以外の用語及び記号で教科に対応した学術用語集、日本産業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）又は文部科学省著作「教育用音楽用語」に示すものについては、これらによること。ただし、児童又は生徒に理解が困難であると認められる場合及び生活の中に定着している用語・記号によることが適当である場合などは、これらによらないことができること。

関する表記の基準として学術用語集が原則的な取扱いとなっている。

「学術用語集」は、昭和22年より学会における学術用語の標準化を目的に当時の文部省と関係学会が協議の上制定・刊行されてきたが、現在は大半が絶版となっている。また、最新の学術動向が反映されていないとの指摘<sup>13</sup>もある。

### ＜改善の方向性＞

本審議会においては各部会又は部会に設置された小委員会において、学術用語集の取扱いをどのようにすべきか議論を行ったところ、用語・記号等に関する表記の基準としての原則的な取扱いは改めるべきであるとの意見が分野横断的に多数であった。その上で、学術用語集に代わるものがあるかという点については、一律の方針が定まる分野がある一方で、用語・記号等の抛り所が一通りに定めることが難しい分野も多くみられた。

以上のことから、検定基準別表の「用語・記号等」に関する表記の基準において「・・・用語及び記号で教科に対応した学術用語集・・・に示すものについては、これらによること。」とする原則的な取扱いは改め、必要に応じて「学術用語集」を参照できるようにする取扱いとすることが望ましい。その上で、何をもって適切な用語・記号等の抛り所とするかについては、分野ごとに学術動向を見極めながら判断していくことが適切と考えられる。

---

<sup>13</sup> 平成28年8月9日の科学技術・学術審議会学術分科会の資料3においては、「高等学校の理科教科書を中心に、「学術用語集」に準拠した用語が、最新の学術動向や大学の教育研究と整合性を欠くという問題意識が学会関係者に広がりつつあり、近年、一部の学会においては、学術用語の見直しに向けた独自の検討を進めている。」との記載がある。

## おわりに

本審議会においては、審議要請された「教科書検定手続の改善方策について」「教科用図書検定基準の改正について」の二つの事項について、各部会に属する委員の意見を集約した上で総括部会において審議を深め、最終的に、本報告において具体的な改正や改善の内容及び留意点などを取りまとめた。

文部科学省においては、本報告を踏まえ、検定規則、細則や検定基準を可能な限り速やかに改正し、運用することを望みたい。

教科書発行者においては、本報告や本報告に基づく検定規則等の改正を踏まえ、教科書の著作・編集に当たっていただきたい。その際、教科書が民間の発行者の責任において発行される図書であるとともに、児童生徒が使用する主たる教材であることから、教科書記述の正確性の更なる向上に意を用いて教科書の著作・編集に当たられることを期待したい。

教科書検定制度は、民間の発行者の創意工夫による多様な教科書の発行を期待するとともに、国民の教育を受ける権利を実質的に保障する観点から、全国的な教育水準の維持向上、教育の機会均等の保障、適正な教育内容の維持、教育の中立性の確保といった要請に応えるために実施されているものである。本審議会においてもこうした要請に応え、教科書検定に対する国民の信頼を高めるため、今後とも、専門的な調査審議を徹底して行い、公正な検定審査を行っていくこととする。

# 参 考 資 料

1. 教科用図書検定調査審議会委員名簿	14
2. 教科用図書検定調査審議会総括部会委員名簿	15
3. 教科書検定制度の改善について（審議要請）	16
4. 教科用図書検定調査審議会への審議要請理由説明	18
5. 教科書検定制度の改善について（報告）【概要】	20

## 教科用図書検定調査審議会総会委員名簿

令和2年4月1日現在

安達 知子	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会総合母子保健センター愛育病院長
荒川 裕子	法政大学教授
荒木 恵美子	東海大学客員教授
家近 亮子	敬愛大学教授
五十嵐 隆	国立成育医療研究センター理事長
井川 信子	流通経済大学教授
大池 公紀	明海大学教授
岡崎 浩子	千葉県立中央博物館主任上席研究員
小方 伴子	二松學舎大學教授
小野寺 淳	茨城大学教授
金子 光一	東洋大学教授
上沼 克徳	神奈川大学教授
川窪 伸光	岐阜大学教授
黒沢 文貴	東京女子大学教授
氣多 雅子	京都大学名誉教授
河野 克典	横浜国立大学教授
斎藤 弘子	東京外国語大学教授
重原 淳孝	東京農工大学名誉教授
清水 順子	学習院大学教授
鈴木 恵美子	お茶の水女子大学名誉教授
高山 晴子	城西大学教授
中野 伸	学習院大学教授
東 賢司	愛媛大学教授
松井 勤	岐阜大学教授
宮本 洋子	電気通信大学教授
森 公章	東洋大学教授
森下 直貴	一般社団法人 老成学研究所長
柳 和久	長岡技術科学大学名誉教授
山内 進	一橋大学名誉教授
山内 豊	創価大学教授

(30名)

(五十音順、敬称略)



教科用図書検定調査審議会総括部会委員名簿

令和2年9月17日現在

安達 知子	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会総合母子保健センター愛育病院長
五十嵐 隆	国立成育医療研究センター理事長
大池 公紀	明海大学教授
小方 伴子	二松學舎大學教授
小野寺 淳	茨城大学教授
金子 光一	東洋大学教授
氣多 雅子	京都大学名誉教授
河野 克典	横浜国立大学教授
斎藤 弘子	東京外国語大学教授
重原 淳孝	東京農工大学名誉教授
高山 晴子	城西大学教授
中野 伸	学習院大学教授
東 賢司	愛媛大学教授
松井 勤	岐阜大学教授
宮本 洋子	電気通信大学教授
柳 和久	長岡技術科学大学名誉教授
山内 進	一橋大学名誉教授
山内 豊	創価大学教授

(18名)

(五十音順、敬称略)

## 教科書検定制度の改善について (審議要請)

教科書検定制度の改善に関し、次の2点について、別紙のとおり、教科用図書検定調査審議会に対し審議要請。

- (1) 教科書検定手続の改善方策について
  
- (2) 教科用図書検定基準の改正について

## 1. 趣旨

教科書検定について、新型コロナウイルス感染症等の対策、変化が激しい社会情勢の教科書への適時の反映、静ひつな環境における公正・中立な審議の確保等の観点から、教科書検定手続の改善方策について検討を行う。

また、児童生徒に言語能力及び情報活用能力を育成する上で、教科書における資料の内容を児童生徒が適切に読み取れるよう、教科書の改善に向けた方策について検討を行う。

## 2. 検討事項

### (1)教科書検定手続の改善方策について

- ・新型コロナウイルス感染症対策としての教科書検定手続の改善方策
- ・社会情勢の変化を適時反映するための手続の改善方策
- ・申請図書等の適切な情報管理のための改善方策
- ・検定審査不合格に関する手続の改善方策
- ・その他関連する制度等の改善方策

### (2)教科用図書検定基準の改正について

- ・言語能力及び情報活用能力の育成に向けた教科用図書検定基準の改正

令和 2 年 9 月 1 7 日

## 教科用図書検定調査審議会への審議要請理由説明

- 教科書は、児童生徒の教育にとって極めて重要な役割を果たしている主たる教材であり、これまでも、児童生徒により良い教科書が提供されるよう、随時、教科書検定をはじめとする教科書制度やその運用の改善を図ってきたところです。
  
- 直近では、平成 2 8 年 9 月 8 日、文部科学大臣から本審議会に対して、教科書検定の改善について審議要請を行い、翌 2 9 年 5 月には本審議会において、次期学習指導要領の実施に向けた教科用図書検定基準等の改善、デジタル教科書の導入の検討に関連した教科用図書検定基準等の改善、検定手続を改善するための教科用図書検定規則等の改善について提言を取りまとめていただきました。

この提言に基づき、文部科学省においては、平成 2 9 年 8 月以降順次制度改正を行い、いずれも一昨年度の小学校教科書の検定から適用されているところです。本審議会の委員の皆様方の御尽力に対しまして、この場をお借りして御礼申し上げます。
  
- 資料 1 - 1 をご覧いただければと思います。今回、本審議会におきましては、「教科書検定制度の改善について」といたしまして、
  - (1) 教科書検定手続の改善方策について
  - (2) 教科用図書検定基準の改正について御審議をお願いしたいと思います。
  
- 1 枚おめくりいただき、資料 1 - 1 の別紙をご覧ください。前回の制度改正から 3 年が経過し、この間の「1. 趣旨」にあるような状況を踏まえ、教科書検定手続の改善方策について御検討をいただきたいと考えております。

具体的には、「2. 検討事項」(1)にあるとおり、  
一つ目は、新型コロナウイルス感染症対策としての教科書検定手続の改善方策について、  
二つ目に、社会情勢の変化を適時反映するための手続の改善方策について、

三つ目に、申請図書等の適切な情報管理のための改善方策について、  
四つ目に、検定審査不合格に関する手続の改善方策について、  
最後に、その他関連する制度等の改善方策について御審議をお願いする  
ものでございます。

- もう一点は、現在中央教育審議会の初等中等教育分科会において議論されている、新しい時代の初等中等教育の在り方との連動を図り、児童生徒に言語能力及び情報活用能力を育成する上で、教科書における資料の内容を児童生徒が適切に読み取れるようにするため、教科用図書検定基準の改正について御審議をお願いいたします。
  
- 今後のスケジュールについてですが、文部科学省としては、本審議会からの御提言をもとに、検定手続の改善につきましては可能な限り早く制度改正を行い、施行してまいりたいと考えております。このため、本年11月中を目途に本審議会の審議の報告の取りまとめをいただけますと有難いと考えております。

私からの理由説明は以上となります。どうかよろしくお願いいたします。

## 教科書検定制度の改善について（報告）【概要】（令和2年12月2日）

**1. 教科書検定手続の改善方策について****(1) 新型コロナウイルス感染症対策としての教科書検定手続の改善方策**

申請書等の郵送での受理を可能にし、検定審査料は納入告知書による納付に切り替える。

**(2) 社会情勢の変化を適時反映するための手続の改善方策****① ウェブページアドレス、二次元コードが参照させる内容について**

URLやQRコードで参照させる内容を変更する場合には、あらかじめ文部科学省に報告する旨、検定規則に新たに規定する。

**② 教科書の訂正に係る周知の方法について**

発行者のホームページにおいて検定済図書の訂正内容を公表することとする。その上で、訂正について学校現場等に対してメール等で周知することとする。（具体的な方法や時期については文部科学省が定める。）

**(3) 申請図書等の適切な情報管理のための改善方策**

検定審査不合格の決定を行う場合として、文部科学省による検定審査の結果公表前に、申請図書等の情報管理が不適切であることにより検定審査（当該申請図書以外の申請図書に係る検定審査を含む。）に重大な影響を及ぼしたと認められた場合を追加する。

また、著作編修関係者名簿において、適切な情報管理のための対策（誓約書の受領等）を講じたか否かを確認する。

**(4) 検定審査不合格に関する手続の改善方策****① 不合格となる申請の範囲の明確化**

申請者が検定審査不合格となった後に不公正な行為をし、その後年度内又は翌年度の再申請を行った場合には当該再申請がなされた図書について不合格決定を行うこと、申請者が検定審査中に不公正な行為をした場合には当該検定において不合格とすることが明確になるように検定規則を改正する。

**② 不合格図書の再申請回数の上限の設定等**

不合格図書の再申請は2回まで、2回目の再申請の期間は翌年度とする。

**(5) その他関連する制度等の改善方策****① 申請後にならないと正確に記述できないことがあらかじめ分かっている事項の書き方**

細則において明確化する。客観的事情について限定列挙する。

② 権利処理済みであることの確認

肖像権や著作権等の権利処理は教科書発行者が責任を持って行うものであるが、検定申請時の添付資料である出典一覧表において、権利処理済み（又は調整が付く見込み）であることを確認する。

③ 検定における申請書等のデジタル化

紙の申請書等に併せて申請書等の電子データの提出も求める。本格的な教科書検定のデジタル化については、今後、文部科学省において対応案を作成し、改めて本審議会として確認する。

④ 押印廃止

教科書検定における押印制度を抜本的に見直し、細則を改正する。

## 2. 教科用図書検定基準の改正について

### (1) 言語能力及び情報活用能力の育成に向けた教科用図書検定基準の改正

① 児童又は生徒が資料の読み取りや活用を的確に行うことができるようにするための検定基準の見直し

検定基準の引用資料に係る規定を見直し、「児童又は生徒が資料の読み取りや活用を的確に行うことができるよう」との趣旨を反映する。

② 学術用語集の位置付け

検定基準別表の「用語・記号等」に関する表記の基準において学術用語集によることを原則とする取扱いを見直し、必要に応じて参照できるものとしての位置付けに改める。適切な用語・記号等として判断する新たな拠り所については、分野ごとに学術動向を見極めながら判断することとする。